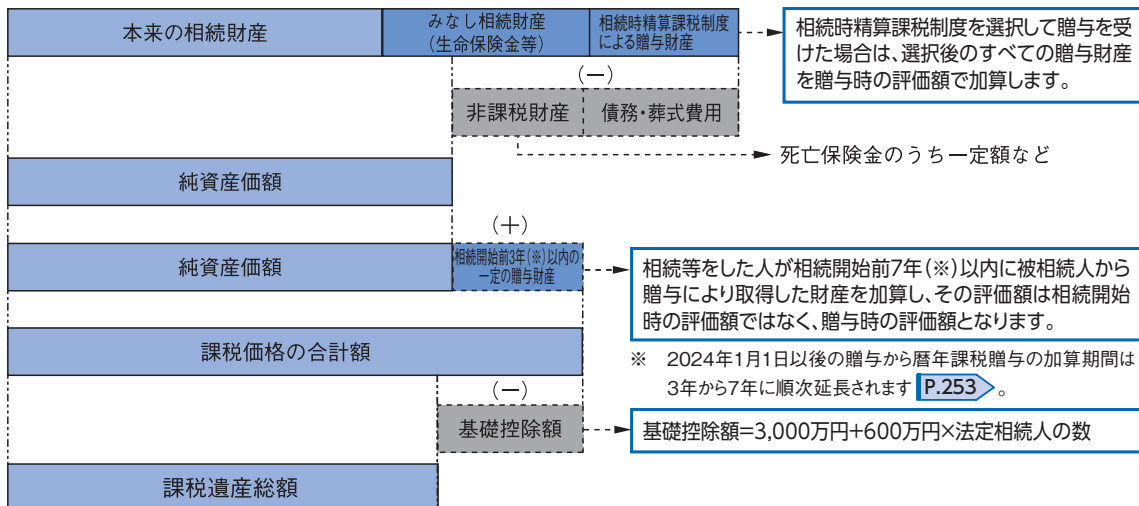


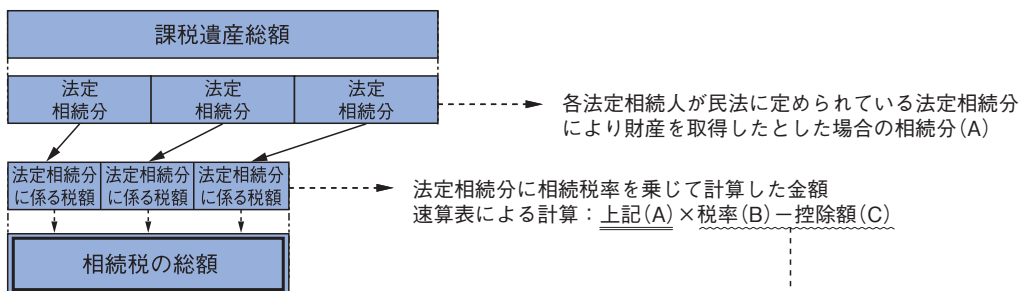
相続税計算の流れ

相続税の計算の流れは以下の通りです。

相続税計算 ステップ1①「課税遺産総額」まで



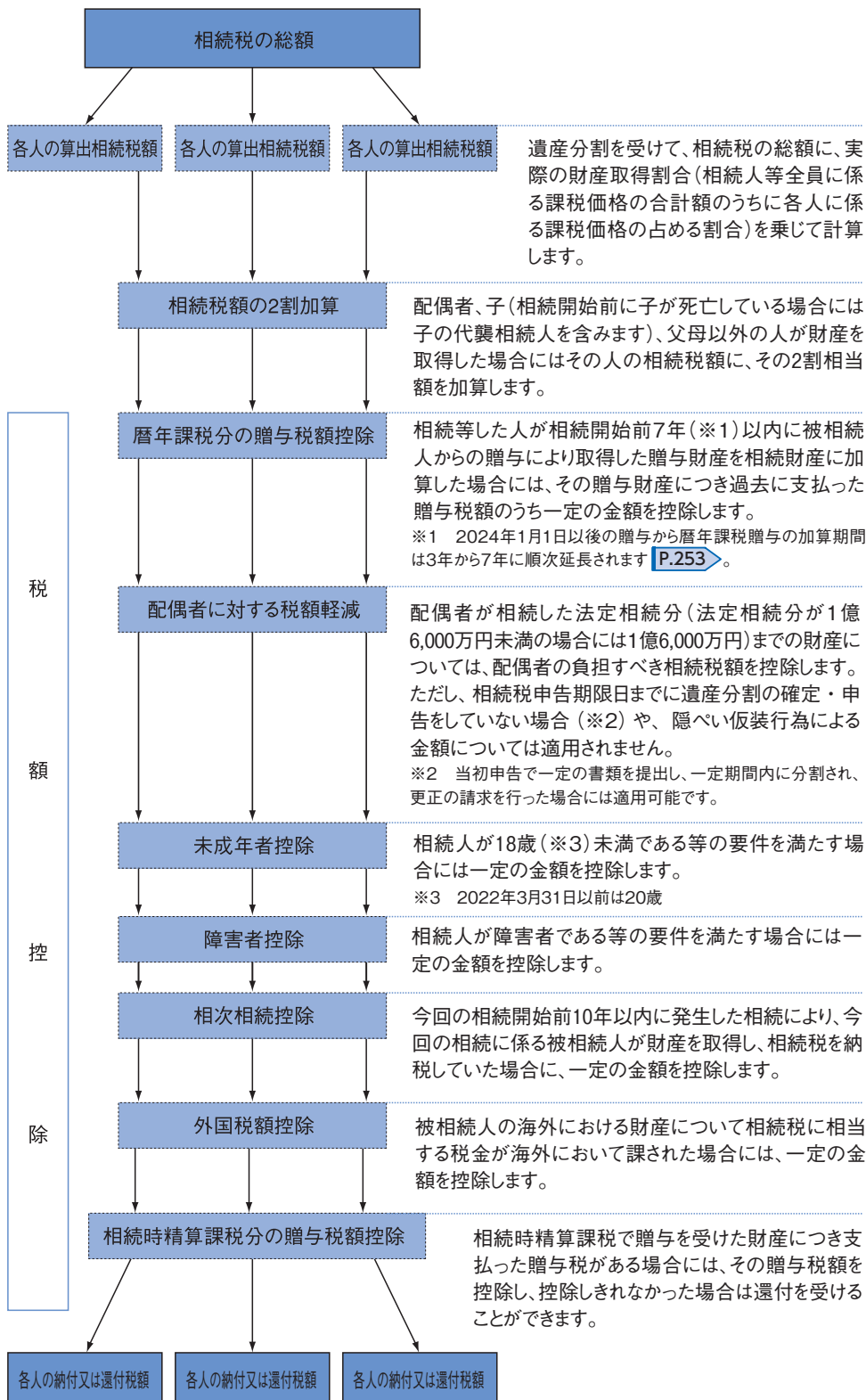
相続税計算 ステップ1②「相続税の総額」まで



〔相続税の速算表〕

法定相続分の各法定相続人の取得金額(A)		税率(B)	控除額(C)
	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

相続税計算 ステップ2 「各人の納付税額」の計算



相続税の計算ステップ1:「相続税の総額」を求める

POINT

「相続税の総額」は実際の遺産分割にかかわらず、課税遺産総額を法定相続分どおりに相続したものと仮定して計算します。

1 課税遺産総額

次のように相続税率を乗ずる対象となる「課税遺産総額」を計算します。

- ① 「本来の相続財産」と「みなし相続財産」を合計し、「相続時精算課税制度による贈与財産」を贈与時の評価額で加算します。

本来の相続財産とみなし相続財産： [P.249](#)、不動産の評価： [P.313](#)、
有価証券の評価： [P.295](#)、加算される生前贈与金額： [P.252](#)

- ② 「非課税財産」と「債務・葬式費用」を差引きます。

非課税財産： [P.250](#)、債務・葬式費用： [P.251](#)

- ③ 「相続開始前7年(※)以内の一定の贈与財産」を贈与時の評価額で加算します。

加算される生前贈与金額： [P.252](#)

- ④ ③で計算した「課税価格の合計額」から「基礎控除額」を差引きます。

基礎控除額： [P.246](#)

①	本来の相続財産	みなし相続財産 (生命保険金等)	相続時精算課税制度 による贈与財産
②			(-) 非課税財産 債務・葬式費用
	純資産価額		
③	純資産価額		(+) 相続開始前3年(※)以内 の一定の贈与財産
	課税価格の合計額		
④			(-) 基礎控除額
	課税遺産総額		

※ 2024年1月1日以後の贈与から暦年課税贈与の加算期間は3年から7年に順次延長されます [P.253](#)。

2 相続税の総額

次のように「相続税の総額」を計算します。

①各法定相続人の法定相続分に応じた取得金額の算定

「課税遺産総額」を各法定相続人が法定相続分どおりに相続したものと仮定して、各法定相続人の取得金額を算定します。

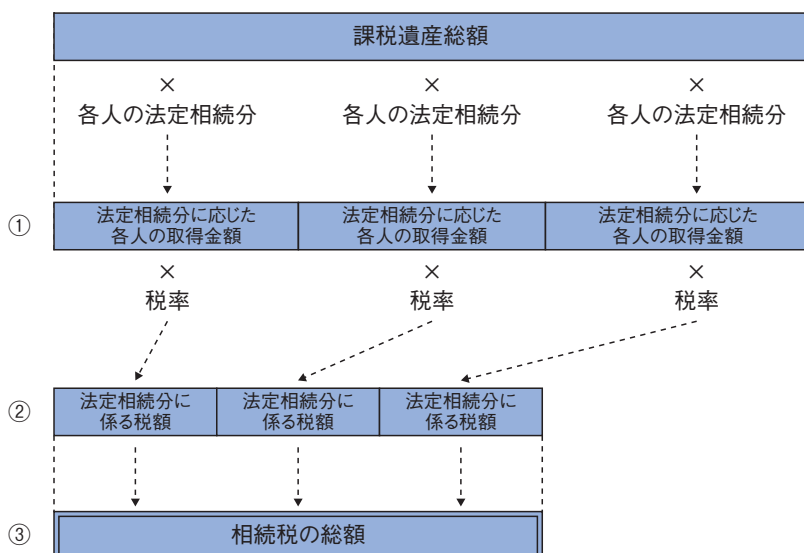
②各法定相続人の法定相続分に係る税額の算定

①で算定した各法定相続人の法定相続分に応じた取得金額に相続税率を乗じて、各法定相続人の法定相続分に係る税額を算定します。

③相続税の総額

②で算定した税額を合計したものが「相続税の総額」になります。

法定相続分どおりの相続と仮定して計算するため、実際の遺産分割にかかわらず「相続税の総額」が算定されます。



相続税の計算ステップ2:「各人の納付税額」を求める

POINT

- ① 「相続税の総額」を各相続人等が実際に取得した財産の取得割合により按分して、「各人の相続税額」を算出します。
- ② 「各人の相続税額」から各相続人の個別事情を考慮した調整を行い、「各人の納付税額」を計算します。

1 各人の相続税額

遺産分割の結果にもとづき、「相続税の総額」を各相続人等が実際に取得した財産の取得割合により按分して、各人の相続税額を算出します（算出相続税額）。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人が実際に取得した財産の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} = \text{各人の算出相続税額}$$

2 各相続人の個別事情による調整

① 「配偶者および一親等の血族」以外の相続人等（相続税の2割加算）

「配偶者」「被相続人の実子・養子（孫養子を除く）」「被相続人の父母」「代襲相続人となった孫（孫養子を含む）等の直系卑属」以外の人について、納付すべき相続税額は、各人の算出相続税額にその2割を加算した金額となります。

② 暦年課税分の贈与税額控除（生前贈与加算された人）

生前贈与加算（相続開始前7年（※）以内の贈与財産の加算）された人で、加算された財産について贈与時に贈与税の負担があった人が対象です。贈与税と相続税の二重課税の調整のためです。

※ 2024年1月1日以後の贈与から暦年課税贈与の加算期間は3年から7年に順次延長されます **P.253**。

負担した贈与税のうち次の算式で計算した金額を相続税額から控除します。

$$\text{受贈年の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算した贈与財産額}}{\text{受贈年の贈与税課税価格（※）}}$$

※ 贈与税の配偶者控除を受けている場合には、控除後の金額

③ 配偶者の税額軽減

配偶者（相続を放棄した配偶者を含むが、内縁関係者は除きます）の相続後の生活保障等を考慮し、配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、1億6,000万円か、配偶者の法定相続分相当額の、どちらか多い金額までは配偶者に相続税がかからないとする税額軽減制度です。

配偶者の税額軽減額は、次の算式で計算します。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の(A)(B)のうちいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

(A)課税価格の合計額×配偶者の法定相続分(1億6,000万円以下の場合は、1億6,000万円)
(B)配偶者の実際の取得額

なお、税額軽減を受けるためには、遺産分割の確定と相続税の申告 **P.264** が必要です。

相続税の申告期限までに配偶者が相続することが確定していない財産(未分割の財産)については、配偶者も法定相続分に応じた相続税を納める必要があります。なお、当初の申告において一定の手続きを行うことで、原則としてその申告期限から3年以内に配偶者が相続することが確定した財産については税額軽減を受けることができます。遺産分割が行われた日の翌日から4ヶ月以内に申告のやり直し(「更正の請求」といいます)を行った場合には相続税の還付が受けられます。

FAQ

配偶者の税額軽減の活用方法

Q

配偶者の税額軽減の活用方法について留意点を教えてください。

A

課税価格が1億6,000万円以下の場合には、配偶者が相続財産をすべて取得すれば、結果的に相続税の負担はゼロとなります。しかし、次に配偶者に万一のことがあった場合(二次相続と呼びます)、配偶者がこの相続した財産をそのまま残してお亡くなりになると、思わぬ相続税の負担がかかることがあります。特に、配偶者の方が固有の財産を多額に所有している場合は、一次相続において「配偶者の税額軽減制度」を最大限活用するかどうかは、一次、二次相続の合計税額および配偶者のその後の生活費等の費消、配偶者の希望などを考えて、総合的に判断する必要があります

P.283 **P.284**。

④未成年者控除

法定相続人(制限納税義務者 **P.248** を除きます)が未成年の場合、次の算式で計算した金額を算出相続税額から控除します(日米租税条約により、米国在住者は一定の控除が可能)。

(18歳(※1)－未成年者の年齢(※2))×10万円

※1 2022年3月31日以前は20歳

※2 年齢は相続開始時点で判定、1年未満の端数は切捨て(例 16歳8ヶ月→16歳)

⑤障害者控除

法定相続人(制限納税義務者および非居住無制限納税義務者 **P.248** を除きます)が障害者の場合、次の算式で計算した金額を算出相続税額から控除します(日米租税条約により、米国在住者は一定の控除が可能です)。

(85歳－障害者の年齢(※1))×10万円(特別障害者(※2)の場合は20万円)

※1 年齢の計算は上記④の未成年者控除と同様です。

※2 特別障害者とは、障害者手帳1級・2級など、一定の要件を満たす者をいいます。

⑥相次相続控除(10年以内に被相続人が相続して相続税を負担している場合)

被相続人が10年以内に財産を相続して相続税が課されている場合、次の算式で計算した金額を算出相続税額から控除します。これは同じ財産に相次いで相続税が課されることに対する調整です。

$$A \times \frac{C}{B-A} \left[\frac{100}{100} \text{ を超えるときは } \frac{100}{100} \right] \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10}$$

A：前回の相続により、今回の相続における被相続人が取得した財産(※1)に対して課せられた相続税額(※2)

B：前回の相続により、今回の相続における被相続人が取得した財産の価額(※3)

C：今回の相続により、相続人等の全員が取得した財産の価額の合計額(※3)

D：今回の相続により、相続人が取得した財産の価額(※3)

E：前回の相続から今回の相続までの年数(1年未満の端数切捨て)

※1 前回の相続時に相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を含む

※2 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産があるときは、贈与税を控除した後の金額

※3 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を含み、債務控除後の金額

⑦外国税額控除 (国外財産を取得した人)

被相続人の国外財産に海外の相続税に相当する税が課されている場合、「その国外財産に対し、外国で課された相続税に相当する税の額」を算出相続税額から控除します。

なお、「その国外財産に対し、外国で課された相続税に相当する税の額」が次の算式により計算した金額を超える場合には、次の算式により計算した金額を限度として算出相続税額から控除します。

$$\text{算出相続税額 (相次相続控除後)} \times \frac{\text{分母のうち外国にある財産の価額 (※1)}}{\text{相続税の課税価格 (※2)}}$$

※1 外国に所在する財産に係る債務は控除します。

※2 債務控除後および生前贈与加算前の金額に被相続人からの相続開始年分の贈与を加算した後の金額です。

⑧相続時精算課税分の贈与税額控除 (相続時精算課税制度により贈与を受けた人)

相続時精算課税制度による贈与を受けた人で、加算された財産の贈与時に贈与税負担があった人が対象です。相続時精算課税における贈与税は相続税の前払いであるため調整します。

負担した贈与税を相続税額から控除し、控除しきれない金額は還付されます。

相続税早見表

相続税の概算を把握する際には、相続税早見表が便利です。

1 被相続人に子どもがいるケース

①相続人：配偶者と子どもの場合

(単位：万円)

課税価格 \ 子の数	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	385	315	262	225	188
2億円	1,670	1,350	1,217	1,125	1,033
3億円	3,460	2,860	2,540	2,350	2,243
4億円	5,460	4,610	4,155	3,850	3,660
5億円	7,605	6,555	5,962	5,500	5,203
6億円	9,855	8,680	7,838	7,375	6,913
7億円	12,250	10,870	9,885	9,300	8,830
8億円	14,750	13,120	12,135	11,300	10,830
9億円	17,250	15,435	14,385	13,400	12,830
10億円	19,750	17,810	16,635	15,650	14,830
12億円	24,750	22,560	21,135	20,150	19,165
14億円	30,145	27,690	26,000	24,825	23,833
20億円	46,645	43,440	41,182	39,500	38,083

※配偶者の税額軽減の特例を法定相続分まで活用し、その他の税額控除はないものとする。

※子どもはすべて成人とし、孫の養子縁組はないものとする。

※1万円未満四捨五入

※「1人」の列以外は相続税額の合計金額を記載（以下、本ページ、次ページにおいて同じ）

②相続人：子どものみの場合

(単位：万円)

課税価格 \ 子の数	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	1,220	770	630	490	400
1.5億円	2,860	1,840	1,440	1,240	1,100
2億円	4,860	3,340	2,460	2,120	1,850
2.5億円	6,930	4,920	3,960	3,120	2,800
3億円	9,180	6,920	5,460	4,580	3,800
3.5億円	11,500	8,920	6,980	6,080	5,200
4億円	14,000	10,920	8,980	7,580	6,700
4.5億円	16,500	12,960	10,980	9,080	8,200
5億円	19,000	15,210	12,980	11,040	9,700
6億円	24,000	19,710	16,980	15,040	13,100
7億円	29,320	24,500	21,240	19,040	17,100
8億円	34,820	29,500	25,740	23,040	21,100
9億円	40,320	34,500	30,240	27,270	25,100
10億円	45,820	39,500	35,000	31,770	29,100
12億円	56,820	49,500	45,000	40,770	37,800
14億円	67,820	60,290	55,000	50,500	46,800
20億円	100,820	93,290	85,760	80,500	76,000

※税額控除はないものとする。

※子どもはすべて成人とし、孫の養子縁組はないものとする。

※1万円未満四捨五入

(例) 課税価格5億円で配偶者が法定相続分を相続した場合における相続税額（一次相続、二次相続合計額）

家族構成＝本人、配偶者、子3人

(イ) 本人（一次）相続時

①①の表より、課税価格5億円で子3人の欄から 5,962万円。

(ロ) 配偶者（二次）相続時

配偶者の固有財産がないものとする、配偶者の課税価格は2.5億円（一次相続5億円× $\frac{1}{2}$ ）。

①②の表より、課税価格2.5億円で子3人の欄から 3,960万円。

(ハ) 合計 5,962万円+3,960万円=9,922万円

2 被相続人に子ども等や親等がないケース（兄弟姉妹が相続人になるケース）

①相続人：配偶者と兄弟姉妹の場合

（単位：万円）

兄弟の数 課税価格	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	251	213	182	150	125
2億円	1,089	999	923	855	797
3億円	2,183	2,016	1,936	1,860	1,784
4億円	3,410	3,162	3,037	2,955	2,873
5億円	4,757	4,422	4,246	4,125	4,036
7億円	7,607	7,122	6,831	6,660	6,524
10億円	12,119	11,457	11,045	10,748	10,499

※配偶者の税額軽減の特例を法定相続分まで活用し、その他の税額控除はないものとする。

※兄弟姉妹について「相続税の2割加算」後の税額。

※1万円未満四捨五入

②相続人：兄弟姉妹のみの場合

（単位：万円）

兄弟の数 課税価格	1人	2人	3人	4人	5人
1億円	1,464	924	756	588	480
2億円	5,832	4,008	2,952	2,544	2,220
3億円	11,016	8,304	6,552	5,496	4,560
4億円	16,800	13,104	10,776	9,096	8,040
5億円	22,800	18,252	15,576	13,248	11,640
7億円	35,184	29,400	25,488	22,848	20,520
10億円	54,984	47,400	42,000	38,124	34,920

※税額控除はないものとする。

※「相続税の2割加算」後の税額。

※1万円未満四捨五入